

自然公園等利用ふれあい推進事業経費

10百万円（2百万円）

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

1. 事業の必要性・概要

近年、子どもたちが自然とふれあい、人と自然や社会とのつながりを実感する機会が乏しくなっており、これらに対応するために、関係省庁と連携し、子どもの自然体験活動の推進体制の強化を図る必要がある。

そして、年間8億人程度の自然公園利用者を中心に、広く国民に対しても自然とのふれあいの機会を提供し、自然環境の保全、適正な利用への理解を促していくことが必要である。

また、平成26年5月に「国民の祝日に関する法律」が改正され、平成28年から「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として「山の日」が祝日となる。これを好機として、国民が山に安全に親しむ機会を一層提供していくことが必要である。

これらを受け、自然公園等を利用し自然とのふれあいの一層の推進を行うものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）子ども向け自然体験教育プログラムの開発

国立公園において、学校教育と連携して自然観察会等の自然体験活動を提供できるようプログラムを開発する。

（2）「自然に親しむ運動」や「山の日」等の自然とのふれあいに関する普及啓発の推進

自然とのふれあいの推進及び事故防止、新たに誕生する「山の日」の普及啓発、全国の地方環境事務所において自然観察会等の自然ふれあいプログラムを実施する。

（3）国立公園等におけるボランティアとの連携強化

自然公園指導員やパークボランティア等、国立公園で活動するボランティア間、環境省職員との連携を深め、自然とのふれあいの推進等を図る。

3. 施策の効果

人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

自然公園等利用ふれあい推進事業経費

平成27年度要求額10百万円(2百万円)
支出予定先:民間団体等

◎環境基本法 第14条第3号(施策の策定等に係る指針)

人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

◎生物多様性国家戦略2012-2020 第3部第2章第1節及び第5節

- ・自然ふれあい施設や体験活動のイベント等の情報提供など自然とのふれあい活動の推進
- ・国立公園や長距離自然歩道等での自然とのふれあいの場の提供
- ・農山漁村や国立公園等学校外で五感で感じる体験活動の推進等

◎環境基本計画 第2章第1節6(9)

- ・ビジターセンター等やボランティアを通じた自然とのふれあいの場やその利用方法などの情報提供
- ・自然とのふれあい活動プログラムの充実と自然解説業務の指導者等の育成、自然公園指導員及びパークボランティア活動の充実化
- ・エコツーリズムの理念や推進手法の普及、エコツアーの情報提供、地域におけるプログラム開発やルールづくり等

子ども滞在型農山漁村体験教育の推進体制の強化(4省連携)

文部科学省

- ・学校教育における体験活動の推進

農林水産省

- ・農山漁村での受入地域の整備に向けた総合的な支援

総務省

- ・送出側、受入側双方の地方単独事業を支援

環境省

- ・自然体験プログラムの開発等



国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の制定 (平成26年5月23日成立)

- ・平成28年から8月11日が「山の日」として休日に
- ・国民が山に安全に親しむ機会を提供

- ・自然とのふれあいの推進及び事故防止、新たに誕生する「山の日」の全国的な普及啓発のための広報
- ・全国の地方環境事務所における山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施
- ・子どもたちが自然豊かな農山漁村に滞在することを通じ、自然への畏敬の念を持つとともに、生きる力を育むために、国立公園において自然観察会、外来生物駆除などの自然体験教育プログラムの開発
- ・自然公園指導員連絡調整会議及びパークボランティアの連絡会議の開催